

令和5年5月

税理士法人の手引

日本税理士会連合会

はじめに

平成 13 年の税理士法改正は、経済取引の急速な国際化・電子化・情報化の進展に伴って税理士に対する納税者の要請が複雑化・多様化してきていることに対応するため、規制緩和の要請も踏まえ、納税者利便の向上に資するとともに信頼される税理士制度の確立を目指す観点から行われ、平成 13 年 6 月 1 日に公布、平成 14 年 4 月 1 日から施行されました。

日本税理士会連合会は、この改正により税理士法人制度が創設されたことを機に、「税理士法人の手引」を作成し、公表しました。

その後、税理士制度を取り巻く経済・社会環境の変化や税理士業務の進展のほか、会社法の施行とそれに伴う税理士法の改正等を踏まえ、引用条文の改正や会員からの質問等も考慮し、平成 18 年・平成 24 年・平成 28 年に改訂を行ったところです。

令和 4 年の税理士法改正では、税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの社会貢献に資する業務等を含めることができるよう改正されました。これを受けて、関連する資料・情報との整合性を視野に入れ、全体的な見直しを行いました。

この手引は、新たに税理士法人を設立しようとする会員はもとより、既存の税理士法人においても、今後の運営の合理化・効率化を図るに際して参考とすべき事項を取りまとめたものです。

目 次

はじめに

一 税理士法人制度の概要	1
1. 税理士法人の性格	1
2. 税理士法人の人的構成	1
3. 税理士法人の業務内容	1
4. 税理士法人の業務執行及び代表権	2
5. 社員の常駐	2
6. 社員の競業禁止	2
7. 社員の責任	2
8. 会社法等の準用等	2
二 税理士法人の名称	3
三 税理士法人の設立手続	4
1. 定款の作成	4
(1) 絶対的記載事項 (法 48 条の 8 ③)	4
(2) 相対的記載事項	5
(3) 任意的記載事項	6
(4) 法人の内部関係・外部関係	6
2. 税理士法人の設立登記	7
(1) 登記前に必要な準備行為	7
(2) 設立の登記手続	8
3. 日税連への届出	9
四 税理士法人の業務	10
1. 税理士法人の業務範囲	10
(1) 税理士業務 (法 2 条①) (絶対的記載事項)	10
(2) 税理士業務に付随する会計業務 (法 2 条②) (相対的記載事項)	10
(3) 税理士業務に付随しない会計業務 (規則 21 条一) (相対的記載事項)	10
(4) 後見人等業務 (規則 21 条二) (相対的記載事項)	10
(5) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う業務 (規則 21 条三) (相対的記載事項)	10
(6) 補佐人業務 (法 2 条の 2 ①、法 48 条の 6) (相対的記載事項)	10
2. 社員の業務執行権	11
3. 税理士法人の業務の執行方法	12
(1) 税理士業務の受任と執行方法	12
(2) 補佐人業務の取扱い	12
(3) 内部規律及び内部管理体制の整備	12
4. 税理士法人の事務所	13
5. 電子申告	13
五 税理士法人の税理士法上の権利義務	14
1. 税理士法人の権利	14
2. 税理士法人の義務	14
(1) 事務所の設置義務	14
(2) 社員の常駐義務	14
(3) 法令等遵守義務	14
(4) 各種の届出義務	14
3. 税理士の権利及び義務等に関する規定の適用及び準用	15

(1) 税理士法人に適用される規定	15
(2) 税理士法人に準用される規定	15
4. 税理士法人の懲戒	15
(1) 違法行為等についての懲戒処分	15
(2) 税理士法人及び社員等の両者に対する懲戒処分（法 48 条の 20④）	15
5. 税理士法人の過料及び罰則規定	15
(1) 過料の制裁	15
(2) 両罰規定	16
6. 税理士法人の社員等の禁止行為等	17
(1) 他の税理士法人への加入禁止・競業禁止義務（法 48 条の 14①）	17
(2) 利益相反取引の禁止（法 48 条の 21①）	17
六 税理士法人の運営	19
1. 税理士法人設立後の諸手続	19
(1) 個人事業の廃止届と法人設立等届出書の提出	19
(2) 個人の資産及び負債の法人への引継	19
(3) 個人事業廃止年分の所得計算	19
(4) 法人の留意点	19
2. 税理士法人と税理士等の関係	20
(1) 所属税理士	20
(2) 開業税理士	20
(3) 使用人その他の従業者	20
3. 税理士法人の計算と税務	20
(1) 決算時の留意点	20
(2) 税務上の留意点	21
(3) 収入の帰属	21
4. 日税連等への変更届出	22
(1) 税理士法人の変更登記	22
(2) 日税連への変更届出	22
(3) 従たる事務所の設立、移転、廃止	22
5. その他運営上の留意点	22
(1) 増資・減資	22
(2) 社員の加入、脱退	23
(3) 税理士会との関係	23
七 合 併	25
1. 定義	25
2. 合併の手続	25
(1) 合併の登記	25
(2) 債権者の異議等	25
(3) 合併の無効	26
3. 日税連への合併届出	26
(1) 吸収合併法人の届出（税理士法人事務取扱規程 20 条、21 条）	26
(2) 新設合併法人の届出（税理士法人事務取扱規程 20 条、21 条）	26
(3) 合併後消滅法人の届出（税理士法人事務取扱規程 14 条、15 条）	26
八 解散・清算	27
1. 解散の登記	27
2. 清算手続・登記・結了	27

(1)任意清算	27
(2)法定清算	28
3. 清算終了の登記	29
4. 日税連等への清算終了の届出	30
定款作成例	31

[凡例]

1. 本手引は、令和5年4月現在の法令等に基づき、作成しています。
2. 本手引における法令等の略語は次のとおりです。

法	=	税理士法
令	=	税理士法施行令
規則	=	税理士法施行規則
通達	=	税理士法基本通達
日税連	=	日本税理士会連合会
日税連等	=	日本税理士会連合会及び税理士会
社員等	=	社員又は所属税理士
3. 本手引において参照条文を掲げる場合、項別は①②、号別は一二で表しています。
4. 本手引と合わせて、日税連ホームページに掲載している下記資料などについてもご参照ください。
 - ・「税理士法人に関する Q&A」
 - ・「所属税理士制度（税理士法施行規則第1条の2）に関する Q&A」
 - ・「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」
 - ・「税理士事務所 FAQ」
 - ・「税理士のための電子申告 Q&A」・「よくある質問と回答（第五世代電子証明書）」
 - ・「税理士法人による成年後見事務に関するガイドライン」

※日税連ホームページの会員専用ページの閲覧には、ユーザー名、パスワードが必要です。日税連又は所属の税理士会事務局までお問い合わせください。

一 税理士法人制度の概要

1. 税理士法人の性格

税理士法人は、税理士法において、「税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人をいう」と規定されています(法 48 条の 2)。

税理士法人の組織は、無限責任社員で構成される旧商法の合名会社に準じた法人形態とされています。

旧商法における合名会社の特色として次のようなものが挙げられます。

- ・社員は全員、会社の業務執行、代表権限を有します。
- ・社員は自然人に限られます。
- ・持分の譲渡が制限されます。
- ・社員は全員、債権者に対して直接かつ無制限に連帯して責任を負います（直接無限連帯責任）。
- ・出資の方法は、労務、信用等の無形の財産の出資も可能です。
- ・会社の性格は、人的会社といわれ、家族的結合の共同企業体であり、組合性が高いものです。
- ・少人数の家族的企業経営に適し、企業の所有と経営は一致しています。

現行会社法においてもその特色はほぼ同様ですが、合名会社の社員は 1 人でも良いことになりました。しかし、税理士法人については、社員が 2 人以上必要であることになりました。

2. 税理士法人の人的構成

税理士法人の人的構成として次の要件が必要となります。

- (1) 社員は、税理士のみであること（法 48 条の 4 ①）
- (2) 社員は、2 人以上であること（法 48 条の 18②、通達 48 の 8-1）
- (3) 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと（法 48 条の 4 ②）
 - ① 他の資格士業法の業務停止処分等を受け、当該期間を経過しない者（法 43 条）
 - ② 国会議員、地方議会議員及び非常勤その他財務省令で定める公職を除いた、報酬のある公職に就いている者（法 24 条①二、法 43 条）
 - ③ 税理士業務の停止処分を受け、当該期間を経過しない者（法 45 条、法 46 条）
 - ④ 税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前 30 日以内にその社員であった者で、その処分の日から 3 年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しない者

3. 税理士法人の業務内容

税理士法人は、税理士業務を行うほか、定款に定めるところにより、以下の業務を行うことができます（法 48 条の 5）。

- (1) 税理士業務（法 2 条①）
- (2) 税理士業務に付随する会計業務（法 2 条②）
- (3) 税理士業務に付随しない会計業務（規則 21 条一）

- (4) 当事者等の依頼等により、後見人、保佐人、補助人、監督委員等に就き、他人の法律行為について、代理等を行う業務（規則 21 条二）
 - (5) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う業務（規則 21 条三）
 - (6) 補佐人業務を社員又は所属税理士（以下「社員等」という。）に行わせる事務の受託（法 2 条の 2、法 48 条の 6）
- （2）から（6）は相対的記載事項であり、定款に記載がなければ業務を行うことができません（P10「1. 税理士法人の業務範囲」参照）。

4. 税理士法人の業務執行及び代表権

税理士法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこととされており、その権利義務を制限することはできません（法 48 条の 11）。また、定款に規定がなければ全員が個々に代表権を有しますが、法人の代表者を特定の社員に限定することができます（法 48 条の 21①による会社法 599 条①～③の準用）。

5. 社員の常駐

税理士法人は、主たる事務所とは別に従たる事務所の設置が認められています（法 49 条の 6 ④）。この場合、従たる事務所を含め、各事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を 1 人以上常駐させなければならないこととされています（法 48 条の 12、通達 48 の 12-1）。

6. 社員の競業禁止

税理士法人の社員は、競業禁止規定により、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならないこととされています（法 48 条の 14）。

7. 社員の責任

税理士法人の社員は、税理士法人の財産をもってその債務を完済することができない等の場合、連帯してその債務を弁済する責任を負うこととされています（法 48 条の 21 ①による会社法 580 条①の準用）。また、新たに加入した社員は加入前に生じた債務について責任を負います（法 48 条の 21①による会社法 605 条の準用）。さらに脱退した社員は脱退前に生じた債務について、従前の責任の範囲内で責任を負い、債権者から請求等がなく 2 年を経過した時にその責任が消滅します（法 48 条の 21①による会社法 612 条の準用）。

8. 会社法等の準用等

税理士法人に関し、法 48 条の 21 において会社法等の規定、特に持分会社のうち合名会社に関する多くの規定が準用されており、それらの規定に従った税理士法人の経営や活動が要求されます。

二 税理士法人の名称

税理士法人は、その名称中に「税理士法人」という文字を使用しなければならないと規定されていますが、それ以外特段の制限はありません（法 48 条の 3）。

ただし、誤認混同又は公序良俗に反するおそれのないよう、次に掲げる事項に配慮する必要があります。

- (1) 名称中には、「税理士法人」の文字を必ず一体で用いなければなりません（税理士法人〇〇又は〇〇税理士法人）。
- (2) 名称中に「税務」「会計」「事務所」などの文字を用いることを妨げません。
- (3) 名称には、漢字、平仮名又は片仮名のほか、ローマ字、アラビア数字、アンパサンド(&)、アポストロフィー(')、コンマ(,)、ハイフン(-)、ピリオド(.)及び中点(・)を使用することができます（商業登記規則 50 条、平成 14 年 7 月 31 日法務省告示）。
- (4) 省庁その他官庁若しくはその分課又は国、都道府県、市区町村の名と紛らわしい名称を用いることはできません。

なお、「日本」「東日本」「西日本」「関東」「関西」「東京」「大阪」「千代田」「虎ノ門」「麹町」「淀屋橋」「大蔵」「平成」「令和」などの文字を用いることを禁止する趣旨ではありません。
- (5) 弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、不動産鑑定士等、他の法律により認められた資格をも有する税理士が社員であっても、これらの名称を税理士法人の名称中に使用することはできません。
- (6) 社員の氏名以外の文字を用いようとするときは、税理士法人としての品位を損ない、又は、公序良俗に反するおそれがある名称を用いることはできません。
- (7) 従たる事務所の名称には、主たる事務所の名称とともに、従たる事務所であることを示す文字（〇〇事務所又は〇〇支店）を用いてください。
- (8) 税理士証票に判読可能な文字で掲載するために、「税理士法人」の 5 文字を含めて 30 文字以内（従たる事務所を設ける場合その名称を含めて 30 文字以内）とします。

なお、旧商業登記法 27 条（類似商号登記の禁止）が廃止されたので、同一又は類似のおそれのある名称でも、登記が認められるものと解されます。しかし、同一又は類似のおそれのある名称を用いることで、納税者に誤認混同を与えるおそれがありますので、あらかじめ日税連に、同一又は類似名称の有無を照会し、これらの名称を用いないようにする必要があります。

三 税理士法人の設立手続

1. 定款の作成

定款は、法人の目的、組織及び業務執行等に関する根本規則であり、「税理士法人を設立するには、その社員になろうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。」と規定されています（法 48 条の 8 ①）。

定款には、絶対に記載しなければならない事項（絶対的記載事項）、記載しなければ効力を生じない事項（相対的記載事項）及びその他任意に定めることができる事項（任意的記載事項）があります。

定款を作成したときは、社員の全員がこれに署名（又は記名及び押印）し、公証人の認証を受ける必要があります（法 48 条の 8 ②による会社法 30 条①の準用）。

（1）絶対的記載事項（法 48 条の 8 ③）

① 目 的

税理士法人の目的はその業務範囲を規定するもので、税理士法に規定された業務の範囲内で、税理士法に規定されている文言を使用して記載します（法 48 条の 5、法 48 条の 6、規則 21 条、通達 48 の 5-1）。なお、税理士業務は絶対的記載事項ですが、会計業務や補佐人業務の受託は相対的記載事項であり、これらの業務を行う場合には記載する必要があります（規則 21 条、通達 48 の 5-1）。

② 名 称

税理士法人の名称の選択は原則として自由です。なお、名称中には「税理士法人」という文字を用いなければなりません（法 48 条の 3）（P 3「二 税理士法人の名称」参照）。

③ 事務所の所在地

税理士法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地（最小行政区画）を指します。例えば「当税理士法人の事務所を〇〇市（東京都〇〇区）に置く」と記載すればよいものです。

従たる事務所を設ける場合は、その所在地も記載する必要があります。

④ 社員の氏名及び住所

⑤ 社員の出資に関する事項

出資に関する事項には、出資の目的及びその価額又は評価の標準を含みます。

イ. 出資の目的

出資の対象を意味し、金銭たると、動産、不動産その他の財産あるいは労務又は信用たるとを問いません。しかし、これを具体的に記載することが必要です。また、出資が複数になることも可能です。

- ・ 金銭出資
- ・ 動産出資 特定し得るときは個々に列挙する必要はありません。
- ・ 不動産出資 所在場所・面積など記載します。
- ・ 労務及び信用出資 既存税理士事務所の経営、税理士の無形資産である信用等をどのように評価するかは当事者間の契約によりますが、1 円以上である

ことが必要です。

- ・ 労務や信用の出資の額については、定款に記載されるのみで貸借対照表の資本金額には含まれません。

ロ. 出資の価額

金銭以外の出資の価額は、当事者間の契約により見積った価額を記載します。
第三者の評価を受ける必要はありません。

ハ. 各評価の標準

信用を目的とする出資を金銭に見積る場合において、その評価の方法をいいます。例えば、「信用の出資は財産出資の最低額に準ずる」として記載します。

これらの事項を定款に記載することとしたのは、社員の持分の払戻し、利益の配当、法人解散の場合の残余財産の分配又は法人の債権者に対する各社員の負担割合を定める等の必要があるためです。

ただし、利益の配当、法人解散の場合の残余財産の分配については定款の相対的記載事項であり、また、法人の債権者に対する各社員の負担割合は、社員間で自由に決定することができます（法 48 条の 21①及び②による会社法 622 条及び同法 666 条の準用）。

なお、「社員の出資に関する事項」は登記事項ではありません（組合等登記令、その他法律上の規定はありません。）。これは、税理士法人の社員は無限責任を負うためであり、登記簿には社員の住所・氏名のみが記載されることになります。

⑥ 業務の執行に関する事項

業務を執行する権限は税理士法人の社員全員にあり、その権利義務を制限することはできません（法 48 条の 11）。記載方法は、後掲の定款作成例のように「当法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し義務を負う。」とするほか、例えば、個々の事案において職務を行うべき者の決定方法や運営に関する事項等を記載することなどが考えられます。

(2) 相対的記載事項

定款に記載しなければ効力を生じないこととなる事項は、次のとおりです（法 48 条の 21 による会社法の準用。以下この項において同じ。）。

① 税理士法人について

イ. 定款の変更の定め（法 48 条の 13①）

ロ. 計算書類の閲覧等の制限に関する定め（会社法 618 条）

ハ. 利益の配当を請求する方法その他の利益の配当に関する事項に関する定め（会社法 621 条②）

ニ. 損益分配の割合に関する定め（会社法 622 条）

② 税理士法人の社員について

- イ. 社員の代理行為の禁止（法 48 条の 11②）
- ロ. 持分の（全部又は一部の）譲渡に関する定め（会社法 585 条①④）
- ハ. 職務終了後の経過報告（会社法 593 条③⑤）
- ニ. 受取物の引渡し等（会社法 593 条④⑤、民法 646 条）
- ホ. 金銭の消費についての責任（会社法 593 条④⑤、民法 647 条）
- ヘ. 報酬請求権（会社法 593 条④⑤、民法 648 条）
- ト. 費用の前払い（会社法 593 条④⑤、民法 649 条）
- チ. 費用等償還請求等（会社法 593 条④⑤、民法 650 条）
- リ. 利益相反行為に関する定め（会社法 595 条①）
- ヌ. 法人を代表する社員（以下「代表社員」という。）の定め（会社法 599 条③）
- ル. 社員の脱退の事由（法 48 条の 17 二、会社法 606 条①②）

③ 税理士法人の解散・清算

- イ. 解散の事由（法 48 条の 18）
- ロ. 清算人の指定（会社法 647 条①二）
- ハ. 清算人の解任方法（会社法 648 条②）
- ニ. 清算人が複数ある場合の業務の執行に関する定め（会社法 650 条②）
- ホ. 代表清算人に関する定め（会社法 655 条③）
- ヘ. 残余財産の分配の割合に関する定め（会社法 666 条）
- ト. 財産の処分方法に関する定め（会社法 668 条①）
- チ. 帳簿資料を保存する者に関する定め（会社法 672 条②）

（3）任意的記載事項

上記のほか、準備金に関する事項、配当期、公告方法等については、強行規定又は公序良俗に反しない限り任意にこれを定款に定めることができることとされています。

なお、通常定められる任意的記載事項には、事業年度、利益の処分に関する事項等があります。

（4）法人の内部関係・外部関係

会社法では、第三編（持分会社）の第三章（管理）において、業務を執行する社員と持分会社の関係に民法の委任規定を準用しています（会社法 593 条④）。

合名会社の内部の関係の適用法規について、旧商法下では「定款又は商法に別段の規定がない場合は、組合に関する民法の規定を準用する」（旧商法 68 条）としていたのを、会社法では、持分会社の各規定として措置したことから、税理士法人は、一部の民法を準用するほか、会社法の持分会社に関する規定の多くを準用することになり、法人の内部や外部の関係といった説明は便宜上なくなりました。

敢えて分類しますと、会社法 582 条（社員の出資に係る責任）、585 条（持分の譲渡）、595 条（利益相反取引の制限）は税理士法人の内部の関係、580 条（社員の責任）、581 条（社員の抗弁）、589 条（社員であると誤認させる行為をした者の責任）、599 条

(持分会社の代表)、601 条 (持分会社と社員との間の訴えにおける会社の代表)、605 条 (加入した社員の責任) は税理士法人の外部の関係ということになります。

内部の関係は、法人と社員あるいは社員間の関係を表し、任意規定のため、これらの条文と異なる内容を総社員の同意によって定款の内容とすることができます。しかし、社員の出資に係る責任は強行規定とされ、これと異なる内容を定款で定めることはできません。

外部の関係は、法人あるいは社員と第三者の間の法律関係を表し、第三者保護の観点から強行規定とされているため、定款その他においてその内容と異なる定めとすることはできません。

さらに、定款では必要最低限度の事項を記載し、別途社内規定や社員総会への委任規定を設けて、民法・会社法の規定と異なる取扱いをすることもできます。ただし、強行法規に反する定めを置くことは当然できません。

2. 税理士法人の設立登記

税理士法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し、登記後直ちに業務を開始することができます (法 48 条の 9)。

定款の作成・認証、出資金の払込みその他設立に必要な手続が終了したのち、主たる事務所の所在地において登記します (組合等登記令 2 条)。設立の登記手続は、代表社員となる者 (定款で代表社員を定めない場合は、社員となる者) の申請によって行うことができます (組合等登記令 16 条)。

(1) 登記前に必要な準備行為

① 代表者印を作成します。複数の社員が代表権限を有する場合は、各々が代表者印を作成し登記所に届け出ることができます。

② 社員となる税理士個人の印鑑証明書を準備します。なお、商業登記法の改正により、登記の申請をオンラインで行う場合は、印鑑証明書は必要ありません。

イ. 社員となる者全員につき各 1 通 (公証人において定款認証する際に必要です。)

・ 定款認証を発起人 (社員となる者) 以外の者に委任した場合は、その者につき 1 通

ロ. 印鑑届を登記所に届け出る社員について 1 通 (印鑑届の際に登記所に提出します。)

・ 複数の社員が代表権限を有し、各々が印鑑届を登記所に届け出る場合は各々について 1 通

③ 定款を最低 3 通作成し公証人の認証を受けます (法 48 条の 8 ②による会社法 30 条①の準用)。記載内容は後掲の定款作成例を参考にしてください。

公証役場へ定款 3 通を提出します。原本は公証役場で保管、税理士法人において 1 通を保管、設立登記申請書に 1 通を添付します。

その他、設立後に日税連、税務署その他の官公署に提出する必要があるので、定款の写しを数通用意しておく必要があります。

また、電磁的記録により定款を作成し、認証を受けることも可能です (電子定款、

公証人法 62 条の 6)。この場合は、データ化した定款に電子署名を付してオンライン申請したうえ、公証役場で、指定公証人による認証を受けることになります。その際、持参した記録メディア（CD-R 等）に認証済みのデータを格納してもらうとともに、必要があれば紙媒体の謄本を発行してもらうこともできます。なお、詳しい手続については、各地域の公証役場にお問い合わせください。

- ④ 日税連が発行する税理士法人の社員資格証明書を用意します。

（２）設立の登記手続

税理士法人の登記は、組合等登記令に従って行います（通達 48 の 7-1）。

① 登記申請の仕方

主たる事務所の所在地を管轄する登記所に出頭して行うほか、オンライン等による方法が認められています。

② 登記申請人

設立登記の申請人は、代表社員となる者（定款で代表社員を定めない場合は、社員となる者）が行います（組合等登記令 16 条）。代理人（司法書士等）による申請も可能です。オンラインで申請する場合は、代表社員となる者（定款で代表社員を定めない場合は、社員となる者）のマイナンバーカードを用いて行います。

③ 登記申請期間

設立に必要な手続が終了してから 2 週間以内です（組合等登記令 2 条）。

④ 登記事項（組合等登記令 2 条②・別表）

設立登記の登記事項は、次のとおりです。

イ．目的（定款と同じ目的を記載します。）

ロ．名称

ハ．主たる事務所の住所及び従たる事務所がある場合はその住所（定款とは異なり、登記申請書には番地までを記載しなければなりません。）

ニ．代表権を有する社員（代表社員を定めた場合は当該者、代表社員を定めない場合は全ての社員）の氏名、住所及び資格（現姓に加え旧姓を併記することが可能です（商業登記規則 81 条の 2）。日税連の旧姓使用承認を受けている場合は、旧姓を併せて登記すべきと考えられます（以下「へ．社員」についても同じ。))

ホ．存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

へ．社員（「ニ．代表権を有する社員」を除きます。）の氏名及び住所

ト．合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め

チ．電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

⑤ 登記申請時の添付書類

税理士法人設立の登記の申請書には、次の書類の添付が必要です。

イ．定款（公証人の認証済のもの）

ロ．税理士法人の社員資格証明書

ハ．代表社員を定めたときは、これを証する書面。定款で代表社員を定めたとき

は、その書面添付を省略して「定款の記載を援用する。」と記載します。

ニ．代理人により申請する場合は委任状

ホ．登記の申請書に押印すべき者（代理人により申請する場合は、委任をした者又はその代表者）の印鑑証明書。設立登記の申請と同時に印鑑の届出を登記所にしなければなりません（組合等登記令 25 条による商業登記法 20 条の準用、商業登記規則 9 条）。

※ 株式会社と異なり、預金通帳の写しなど出資に関する払込みの証明は不要です。

3．日税連への届出

設立登記をした税理士法人は、税理士会の会員となります（法 49 条の 6 ③）。ただし、日税連会則で定められた所定の手続が必要となり、成立の日（登記の日）から 2 週間以内に主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会を経由して日税連に届け出なければなりません（法 48 条の 10①、会則 50 条の 4 ①）。

（1）入会の際、提出する書類は次のとおりです。

- ① 税理士法人設立届出書
- ② 定款の写し
- ③ 登記事項証明書

（2）入会金 40,000 円を税理士会に納付します（標準会則 67 条）。

（3）税理士登録の変更手続

税理士法人の届出手続とは別に、税理士法人の社員等となった税理士会員の登録事項も、当然、それぞれ変更が生じることになりますので、併せて変更登録の手続が必要となります。

四 税理士法人の業務

1. 税理士法人の業務範囲

税理士法人の業務範囲は、次のようになります（法 48 条の 5、48 条の 6）。

(1) 税理士業務（法 2 条①）（絶対的記載事項）

税務代理・税務書類の作成・税務相談

(2) 税理士業務に付随する会計業務（法 2 条②）（相対的記載事項）

他の法律で制限されていない業務で、税理士業務に付随して行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する事務

(3) 税理士業務に付随しない会計業務（規則 21 条一）（相対的記載事項）

他の法律で制限されていない業務で、税理士業務に付随しないで行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する事務

(4) 後見人等業務（規則 21 条二）（相対的記載事項）

当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う事務又はこれらの事務を行う者を監督する事務

(5) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う業務（規則 21 条三）（相対的記載事項）

税理士会が行う租税教育等講師の受任、税務会計関連講演会の開催・税務会計関連出版物の刊行

(6) 補佐人業務（法 2 条の 2 ①、法 48 条の 6）（相対的記載事項）

補佐人業務を社員等に行わせる事務の受託

(2) から (6) までは、相対的記載事項です。したがって、定款に記載がなければ、その業務を行うことができません。

(2) (3) の会計業務には、会社法 33 条 10 項 3 号に規定された現物出資財産の価額証明業務や同法 333 条 1 項に規定された会計参与業務、社会保険労務士法 27 条ただし書に定める業務、中小企業等経営強化法 31 条に基づく認定経営革新等支援機関業務など税理士法以外の法令により、税理士法人が行い得るものとされている業務（今後、法令改正等により税理士法人が行い得る業務とされた場合の当該業務を含みます。）が含まれ、これらの業務を行う場合には、上記 (2) 及び (3) を定款に定めることが必要になります。例外として、(2) 及び (3) を定款に定めない場合に限り、「税理士法第 2 条第 2 項及び同法施行規則第 21 条の業務のうち、他の法令により税理士法人が行い得る業務」を定款に定めることが認められ、会計参与業務などを行うことも可能です。

また、(2) (3) の会計業務については、税理士法上、税理士業務に付随して行うか否かで明瞭に区分されていますが、実務上、これらを区分することが難しいことから、税理士法人が会計業務を行うときは、(2) 及び (3) のいずれも定款に記載する必要があります。

上記のとおり、税理士法人の業務範囲は厳格に定められており、例えば、税理士法人が一般法人の株式を保有し支配することを通して、実質的に税理士法に規定された業務

範囲以外の業務を行うことは認められません。

○社会保険労務士法

第 27 条（業務の制限） 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第 2 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに掲げる事務を業として行つてはならない。

ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

○社会保険労務士法施行令

第 2 条（業務の制限の解除） 法第 27 条ただし書の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 公認会計士又は外国公認会計士が行う公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する業務
- 二 税理士又は税理士法人が行う税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)第 2 条第 1 項に規定する業務

※国税庁フォローアップ検討会を踏まえた同庁公表の「税理士制度の Q&A」による解説
平成 13 年の税理士法改正で創設された税理士法人制度等の新しい制度の定着を図る等の観点から、国税庁が日税連と意見交換等を行うために設けた「フォローアップ検討会」では、「法 2 条 2 項の業務とは、税理士業務に付随して行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務をいい、この「その他財務に関する事務」の具体例としては、税務相談業務に付随して行う財務相談や、税理士業務に付随して行う社会保険労務士業務(社会保険労務士法 27 条、同施行令 2 条)などがあげられます。」としています。

なお、平成 14 年 6 月 6 日付で、日税連と全国社会保険労務士会連合会との間において、税理士又は税理士法人が法 2 条 1 項の業務に付随して行うことができる社会保険労務士法 2 条 1 項 1 号から 2 号までの業務のうち、「提出代行」(社会保険労務士法 2 条 1 項 1 号の 2)及び「事務代理」(同法 2 条 1 項 1 号の 3)については、法 2 条 1 項の付随業務には該当しないことが確認されました。

2. 社員の業務執行権

社員は、税理士法人におけるすべての業務を執行する権利を有し、義務を負います(法 48 条の 11)。業務の執行とは、税理士法人の本来の業務である税理士業務等や税理士法人の経営に関する法律行為、例えば、契約締結などの行為だけではなく、帳簿の作成、使用人の管理・監督などの事実行為も含みます。税理士法人が受託した業務をどのように分担するのか等、職務分担等の基準を明確にし、その内容について全社員の同意書を作成しておくことが望ましいといえます。

なお、合名会社の場合(会社法 590 条)と異なり、定款の定めにより業務執行権限を制限することはできません。

また、定款変更、持分の譲渡、解散、合併等の税理士法人の組織や存立自体に関する行為は業務の執行に含まれず、原則的に総社員の同意が必要です。ただし、定款変更、持分の譲渡及び解散は、定款で別段の定めを置くことができます（法 48 条の 13①、法 48 条の 18①、法 48 条の 19①、法 48 条の 21①による会社法 585 条①及び④の準用）。

代表者について定款に規定がなければ全員が個々に代表権を有しますが、法人の代表者を特定の社員に限定することができます（法 48 条の 21①による会社法 599 条①～③の準用）。代表社員は、税理士法人の経営に関する裁判上又は裁判外の一切の権限を有します（法 48 条の 21①による会社法 599 条④の準用）。

なお、税理士法人の内部の役職として社長や専務などの職を設けることは法人自治の範疇と考えられることから、対外的に使用しても差し支えありません。ただし、職員が代表権や業務執行権を有するものと誤解を招く役職に就任することのないよう留意する必要があります。

3. 税理士法人の業務の執行方法

税理士法人は、依頼者との委任契約により、税理士業務を受任し、税理士でない者に税理士業務を行わせてはなりません（法 48 条の 15）。

（1）税理士業務の受任と執行方法

業務の受任主体は税理士法人となり、税務代理権限証書の「氏名又は名称」欄には税理士法人名を記載することになります（「連絡先」欄に従たる事務所又は担当する社員や所属税理士の氏名を記載することも可能です）。社員は、あくまで法人の業務の執行者として受任事務を遂行することから、一般の契約法理に従い、委任契約上の善管注意義務等に違反した場合の損害賠償義務も、受任主体である税理士法人が負担することになります。

（2）補佐人業務の取扱い

租税に関する補佐人業務は、税理士法人が受託し、委託者に、税理士法人の社員等の中から補佐人を選任させなければなりません（法 48 条の 6）。

この規定は、税理士法人が補佐人になるわけではなく、委託者から「社員等に行わせる事務の委託」を受け、自然人たる社員等を補佐人を選任させることを注意的に明らかにした規定です。（1）と同様に、委託者に対する損害賠償義務を受任主体である税理士法人が負担することになります。

（3）内部規律及び内部管理体制の整備

税理士法人は、税理士法人の社員等又は使用人その他の従業者が行った不正行為を認識していなかった場合においても、内部規律等に不備があり相応の責任があると認められる場合は、他の社員税理士も不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象となります。適正に税理士法人を運営するためにも内部規律及び内部管理体制を整備する必要があります。

令和 4 年の税理士法基本通達の改正により使用人等に対する監督義務に関する通達が新設されました。在宅勤務時など対面による監督ができない場合であっても、ICT 技

術を利用する方法などにより、適切に監督しなければならないことに留意する必要があります（通達 41 の 2-1）。

なお、内部規律及び内部管理体制の整備に関し、詳しくは「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」に掲載していますので、そちらをご覧ください。

4. 税理士法人の事務所

税理士法人は、主たる事務所とは別に従たる事務所の設置が認められています（法 49 条の 6 ④）。この場合、従たる事務所を含め、各事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を 1 人以上常駐させなければならないこととされています（法 48 条の 12、通達 48 の 12-1）。

税理士法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地については、定款に記載し、主たる事務所の所在地において登記する必要があります。

令和 4 年の税理士法改正に伴う通達改正により、柔軟な働き方に対応するため、事務所の定義が見直され、税理士法人は、事務所（従たる事務所を含む。）以外に、税理士や税理士法人の使用人等が税理士の業務等を行う作業場を設けることが可能になりました。ただし、当該場所において税理士法人の事務所として対外表示することはできません。この対外表示には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの表示のほか、契約書等に連絡先を記載することも含まれます（通達 40-1）。

なお、当該場所において郵便物の受け取り等のため、単に事務的に対外的な表示をしなければならない場合は、税理士法人の事務所であるとの誤認を与えないよう、例えば「税理士法人〇〇△△」という名称の場合、「〇〇△△」や「〇〇△△事務所」などの表記が考えられます。

詳しくは「税理士事務所 FAQ」及び国税庁が公表している「税理士制度の Q&A」をご確認ください。

5. 電子申告

税理士法人は、電子申告の代理送信を行うことができます。その際は、紙媒体の申告時と同様、税務書類を作成した社員等が、自身の電子署名を付す必要があることから、個々に電子証明書を取得しなければなりません。すでに個人で電子証明書を取得している場合は、引き続き当該電子証明書を利用することができ、日税連に対する変更手続等は必要ありません。

なお、税理士法人が電子申告を行う場合に必要な手続等の詳細については、「電子申告に関する Q&A」に掲載していますので、そちらをご覧ください。

五 税理士法人の税理士法上の権利義務

1. 税理士法人の権利

- (1) 税理士法人は設立登記により成立し、「税理士法人会員」として税理士会に入会し、会費を負担します（法 48 条の 9、法 49 条の 6 ③）。税理士会は、税理士法人会員名簿を備え、税理士法人会員証を交付します。なお、税理士法人は、税理士会の役員に関する選挙権及び被選挙権を有しません。
- (2) 日税連等から文書の送付を受ける権利、日税連等の施設を利用する権利その他日税連等の会則において定める権利があります。

2. 税理士法人の義務

(1) 事務所の設置義務

税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設置しなければなりません（法 40 条①）。

なお、税理士法人の社員等は、税理士業務を行うための事務所を設けることはできません（法 40 条④、規則 18 条）。これは所属税理士が直接税理士業務を受任した場合も同様です。

(2) 社員の常駐義務

税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を 1 人以上常駐させなければならず、従たる事務所も同様です（法 48 条の 12、通達 48 の 12-1）。社員の脱退等により常駐する社員がいなくなる場合、当該事務所は閉鎖しなければなりません。

税理士法でいう常駐とは、その場所に常にとどまらなければならないことを意味するのではなく、事務所を適切に管理しなければならないことを意味し、守秘義務（法 38 条）や使用人等に対する監督義務（法 41 条の 2）等の法令順守を含めて、事務所運営が適切に行われている状態に保つよう社員が管理しなければなりません。

(3) 法令等遵守義務

税理士法人は、税理士に関する法令、日税連等の会則を遵守しなければなりません（法 48 条の 16 による法 39 条の準用）。これらに違反する行為をしたときは、処分を受けます（法 46 条、日税連会則 60 条、標準会則 49 条）。

従たる事務所が主たる事務所と異なる税理士会に所属する場合は、所属先の税理士会の会則に従うことになります。

(4) 各種の届出義務

税理士法人は、次の場合に日税連等に対する届出義務があります。

- ① 成立の日から 2 週間以内に届出をする義務（法 48 条の 10①）
- ② 定款変更の日から 2 週間以内に届出をする義務（法 48 条の 13②）
- ③ 合併以外の事由により解散したときに、解散の日から 2 週間以内に届出をする義務（法 48 条の 18③）
- ④ 合併の日から 2 週間以内に届出をする義務（法 48 条の 19③）

3. 税理士の権利及び義務等に関する規定の適用及び準用

(1) 税理士法人に適用される規定

税理士と同様に、法 32 条(税理士証票の提示)、法 33 条(署名の義務)、法 33 条の 2 (計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)、法 40 条(事務所の設置)の規定は、税理士法人にも適用されます。

署名については、税理士法人が税務書類を作成したときは、実際にその税務書類を作成した社員等が署名しなければなりません(法 33 条②)。またその場合、税理士法人の名称を付記しなければなりません(規則 16 条①一)。

(2) 税理士法人に準用される規定

法 1 条(税理士の使命)、法 30 条(税務代理の権限の明示)、法 31 条(特別の委任を要する事項)、法 34 条(調査の通知)、法 35 条(意見の聴取)、法 36 条(脱税相談等の禁止)、法 37 条(信用失墜行為の禁止)、法 37 条の 2 (非税理士に対する名義貸しの禁止)、法 39 条(会則を守る義務)、法 41 条(帳簿作成の義務)、法 41 条の 2 (使用人等に対する監督義務)、法 41 条の 3 (助言義務)の規定は、法 48 条の 16 により税理士法人にも準用されます。

4. 税理士法人の懲戒

(1) 違法行為等についての懲戒処分

税理士法人が、税理士法若しくは税理士法に基づく命令に違反し、又は税理士法人の運営が著しく不当と認められるときは、財務大臣は、税理士法人に対して戒告、2 年以内の業務の全部若しくは一部の停止、又は解散を命じることができます(法 48 条の 20①)。

なお、違法行為等による懲戒処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、処分手続が終了するまで、存続するものとみなされます(法 48 条の 20③)。

(2) 税理士法人及び社員等の両者に対する懲戒処分(法 48 条の 20④)

税理士法人を処分する場合において、その税理士法人の社員等につき、法 45 条(脱税相談等をした場合の懲戒)、46 条(一般の懲戒)に該当する事実があるときは、その社員等に対しても、懲戒処分を併せて行うことができます。

なお、社員が税理士法及び他士業資格法により税理士業務の停止処分を受けた場合、又は一定の報酬のある公職に就任した場合は、当該社員は社員の資格を失います(法 48 条の 4②一、法 48 条の 17 四)。

5. 税理士法人の過料及び罰則規定

(1) 過料の制裁

過料の制裁は、行政上の秩序罰及び民事上の秩序罰たる性質を有し、刑法上の罰則ではありません。過料を科する手続は、非訟事件手続法の規定(119 条～122 条)によります。

税理士法人の社員又は清算人等は、次の場合に 30 万円以下の過料に処せられます

(法 65 条)。

- ① 組合等登記令の規定に違反して、登記することを怠ったとき（法 65 条一）。

登記義務者が、故意又は過失により、税理士法人の社員の登記やその他の登記事項の登記をしなかったことが要件です。

- ② 法 48 条の 19 の 2 第 2 項又は第 5 項の規定に違反して、合併したとき（法 65 条二）。

合併における債権者保護手続に違反したときは、過失の有無を問わず、社員又は清算人は過料に処せられます。

- ③ 法 48 条の 19 の 2 第 6 項の規定に違反して、電子公告が適切になされているかについて調査を求めなかったとき（法 65 条三）。

- ④ 定款又は法 48 条の 21 第 1 項において準用する会社法 615 条 1 項の会計帳簿若しくは同法 617 条 1 項若しくは 2 項の貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき（法 65 条四）。

- ⑤ 法 48 条の 21 第 2 項において準用する会社法 656 条に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき（法 65 条五）。

清算人が、故意又は過失により破産手続開始の申立てをしなかった場合です。

- ⑥ 法 48 条の 21 第 2 項において準用する会社法 664 条の規定に違反して、財産を分配したとき（法 65 条六）。

- ⑦ 法 48 条の 21 第 2 項において準用する会社法 670 条の規定に違反して、財産を処分したとき（法 65 条七）。

任意清算をなすについて債権者保護手続に違反したときは、過失の有無を問わず、社員又は清算人は過料に処せられます（P27「(1)任意清算」参照）。

(2) 両罰規定

税理士法人の社員等又は使用人その他の従業者が、その税理士法人の業務に関し、違法行為をしたとき、その行為者が罰せられるほか、税理士法人に対しても罰金刑が科されます（法 63 条）。

- ① 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

税理士法人が、業務停止処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行った社員等及び所属する税理士法人（法 48 条の 20①、法 60 条三）。

- ② 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

非税理士に対して自己の名義を利用させる行為をした社員等及び所属する税理士法人（法 37 条の 2、法 48 条の 16、法 59 条①二）。

- ③ 3 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金

不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をした社員等及び所属する税理士法人（法 36 条、法 58 条）。

- ④ 100 万円以下の罰金

税理士ではない使用人その他の従業者が税理士を詐称する等の行為を行った場合、その行為者及び勤務先である税理士法人（法 53 条①、法 61 条）。

⑤ 30 万円以下の罰金

- イ. 合併の場合の債権者の異議等に関し、会社法 955 条 1 項の規定に違反して、調査記録簿等を備え電子公告調査に関する記載若しくは記録又は当該調査記録簿等を保存しなかった社員等及び所属する税理士法人（法 62 条一）。
- ロ. 税理士業務に関する国税庁長官への報告又は税務職員等の質問、若しくはその業務に関する帳簿書類の検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した社員等及び所属する税理士法人（法 55 条①、法 62 条二）。

6. 税理士法人の社員等の禁止行為等

(1) 他の税理士法人への加入禁止・競業禁止義務（法 48 条の 14①）

① 他の税理士法人への加入禁止

税理士法人の社員は、他の税理士法人の社員となることはできません。2 つ以上の税理士法人の社員を兼ねることは、税理士法人間の利害の対立を避けるため、また、納税者等依頼者との信頼関係を損なわないために禁止されている強行規定であり、これは他の社員の同意があっても解除されません。

② 競業禁止義務

税理士法人には、会社法 594 条の準用がなく、社員は定款又は他の社員の承諾があっても競業は認められず、自己又は第三者のために、その税理士法人の定款に掲げる目的に属する業務を行ってはなりません。また、税理士法人の定款に掲げる目的に属する業務を行う他の会社の無限責任社員や取締役になってはなりません（税理士法基本通達 48 の 14-1）。「定款に掲げる目的に属する業務」とは、定款に「目的」として記載された業務と競業関係が生じるかどうかによって判断されます。

したがって、税理士法人が会計業務を定款に記載した場合、いわゆる会計業務法人と競業関係が生じることから、社員税理士は会計業務法人の無限責任社員又は取締役に就任することはできません。

なお、税理士法人が会計業務を定款に記載しない場合、競業関係は生じませんが、納税者との契約関係に混乱をきたす恐れがあること等から、会計業務は税理士法人の定款に記載することが適当と思われます。

③ 競業禁止義務違反による損害賠償責任

競業禁止義務に違反した場合、当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法人に生じた損害の額と推定され、当該社員は、税理士法人に対して、損害賠償責任を負うほか、他の社員の決議をもって、除名又は業務執行権若しくは代表権の消滅を裁判所に請求されることがあります（法 48 条の 14②、法 48 条の 21①による会社法 596 条、859 条～862 条の準用）。

(2) 利益相反取引の禁止（法 48 条の 21①）

社員と税理士法人間の取引及び社員と税理士法人の利益が相反する取引については、

会社法の規定が準用され、以下の取引を行う場合は、他の社員の過半数の承認又は定款の別段の定めが必要です。

- ① 自己又は第三者のために、税理士法人と取引をしようとするとき（会社法 595 条①一）。
- ② 社員個人の債務を保証したり引き受けたりしようとするとき（会社法 595 条①一）。
- ③ その他税理士法人と社員の利益が相反する取引（間接取引）をしようとするとき（会社法 595 条①二）。

社員が、利益相反取引の禁止規定に違反した場合には、競業禁止義務違反と同様の責任が問われます（会社法 596 条、859 条～862 条）。

なお、所属税理士は、税理士法人の使用人であるため、この規定は適用されません。

六 税理士法人の運営

1. 税理士法人設立後の諸手続

(1) 個人事業の廃止届と法人設立等届出書の提出

① 個人事業の廃止届の提出

開業税理士は、税務官公署に対して個人としての税理士業務を廃止する届出を行わなければなりません。ただし、不動産貸付業務、保険代理店業務及び商品販売業務等、税理士法人に引き継げない事業を個人として継続して行う場合は、税理士業務のみ廃業となります（法 48 条の 5、規則 21 条、通達 48 の 5-1）。

② 法人の設立等届出書の提出

税理士法人は、設立登記をもって成立し、その日から 2 週間以内に主たる事務所所在地の区域の税理士会を経由して日税連に届け出なければなりません（法 48 条の 9、法 48 条の 10①）。併せて、税務官公署に対して法人の設立等届出書を提出しなければなりません。

③ 税理士職業賠償責任保険の切替え

税理士職業賠償責任保険は、税理士法人として加入手続きする必要があります。なお、開業税理士として加入していた税理士職業賠償責任保険について、保険期間の途中で解約した場合、補償期間が保険期間終了以降 10 年間延長される特則が受けられなくなるため留意する必要があります（令和 5 年 4 月現在）。詳しくは、（株）日税連保険サービスまでお問い合わせください。

(2) 個人の資産及び負債の法人への引継

税理士法人設立に際して個人の資産を譲渡する場合は、その実在性が明確なものに限られ、その評価は時価によって行われます。譲渡の対価は、現金又は負債の引継ぎにより行われ、譲渡資産とその対価が等価であれば課税の問題はありません。当然消費税についても留意する必要があります。

(3) 個人事業廃止年分の所得計算

税理士事務所の従業員が、そのまま税理士法人の従業員として引き継がれる場合でも、退職金の打ち切り支給が必要となります。ただし、従業員の合意があれば従来の退職金制度を継続することも可能です。また、その他、事業専従者、引当金、廃止年分の事業税の計上等にも留意する必要があります。

(4) 法人の留意点

① 開始貸借対照表の作成（規則 22 条の 3）

現預金あるいは現物出資の資産及び資本金で税理士法人の開始貸借対照表を作成します。ただし、労務や信用の出資の額については、定款に記載されるのみで貸借対照表の資本金額には含まれません。また、併せて個人から引き継ぐ資産及び負債を計上します。

② 社員報酬額等の決定

税理士法人の社員は、法人税法上の役員となります。成立後遅滞なく社員の報酬額を決定した旨の全社員の同意書を作成する必要があります。また、役員賞与、役

員退職金及び過大な使用人給与、過大な使用人退職給与等の法人税法上の取扱いについても留意する必要があります。

③ 顧問先との契約

開業税理士から社員税理士となる場合、既存の顧問先を税理士法人に引き継ぐことになるので、顧問先と新たに契約を締結することが必要となります。

委任に関する契約書の場合は、非課税文書であるため印紙の貼付は不要です。ただし、その内容によっては課税文書に該当するおそれがあるので留意する必要があります。

税理士法人が受領する顧問報酬等は個人の場合と異なり、当然に源泉徴収が行われません。また、報酬の受領書等は印紙税法上の課税文書となります（課税物件表第 17 号）（「税理士法人に関する Q&A」参照）。

2. 税理士法人と税理士等の関係

(1) 所属税理士

所属税理士は、税理士法人の行う税理士業務を税理士法人の補助者として行いますが、法人内における業務の範囲に関しては、基本的には就業規則等に委ねられます。

また、平成 26 年の税理士法改正により、所属税理士は、使用者である税理士法人の書面による承諾を得ることにより、他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事することが可能となりました（規則 1 条の 2）。なお、その報酬については、事業所得若しくは雑所得に該当するものと考えられます。

詳しくは「所属税理士制度（税理士法施行規則第 1 条の 2）に関する Q&A」に掲載していますので、そちらをご覧ください。

(2) 開業税理士

開業税理士が、税理士法人が委嘱を受けた税理士業務を行う場合、別に納税者から委嘱を受けるか（共同代理）、税理士法人が納税者との間で復代理選任の特別委任を受ける必要があります（法 48 条の 16 による法 31 条の準用）。

なお、税理士が税理士法人の補助者として業務に従事する場合は、所属税理士として登録しなければなりません。

(3) 使用人その他の従業者

使用人等が行う業務についても明確にしておくことが必要です。ただし、税理士でない使用人等が税理士業務を行うことを禁じておくことは当然のことです（法 48 条の 15）。

3. 税理士法人の計算と税務

(1) 決算時の留意点

① 計算書類の作成

税理士法人の事業年度終了後遅滞なく貸借対照表を作成して全社員の同意を求める必要があります（法 48 条の 21 による会社法 617 条②の準用、規則 22 条の 3）。なお、会社計算規則では、このほか、損益計算書、社員資本等変動計算書、個別注記表を作成することとされています（会社計算規則 71 条）。

② 利益の配当

税理士法人において、利益の配当を出資金に応じて決めるのか、あるいは別の方法によるのかは、定款の相対的記載事項であり、その割合等は自由に決定することができます（法 48 条の 21①による会社法 622 条の準用）。

（2）税務上の留意点

① 同族会社の判定

税理士法人は、税理士法上の特別法人であり、会社法上の法人（会社）ではないため、法人税法 2 条 10 号に規定する同族会社には該当しません。

したがって、法人税法上の留保金課税や同族会社の行為計算の否認、同族会社のみなし役員の規定は適用されないこととなります。

② その他法人税法上の留意点

営業権の出資を受けた場合、その営業権の評価額が妥当でないと判断された場合、法人税法上損金の額に算入することができないので注意が必要です。

交際費や寄附金の損金算入額の資本金基準については、定款に記載されている出資の額のうち、労務及び信用の出資のように資産性の無い出資以外の額をもって資本金額とを考えます。

③ 出資持分の相続

税理士法人の社員が死亡した場合、その相続人は税理士法人の出資持分の払戻請求権を相続し、遅滞なく税理士法人から出資の払戻しを受けることになります。

その相続人が税理士であり、新たにその税理士法人の社員となる場合や、その相続人がもともとその税理士法人の社員の場合は、出資持分の承継を望むことも考えられます。しかし、持分の相続について規定した会社法 608 条の準用がないので、単に出資持分を相続することは認められません。

なお、税理士である相続人が、当該払戻請求権に基づき、定款の社員の出資に関する事項を変更することで、結果的に承継することは可能となります。

（3）収入の帰属

① 著作・講演等の収入の帰属

定款に規則 21 条 3 号業務を行うことを記載することで、税理士会が行う租税教育等講師の受任や税務会計関連講演会の開催、税務会計関連出版物の刊行などを行うことが可能となります。

税理士法人の社員には競業禁止義務が課せられていることから、これらの業務を定款に含めない税理士法人の社員に限って、個人として行うことが可能です。この場合、これらの業務に係る収入は個人に帰属するため、当該者の所得になりますが、その収入を得るための必要経費が税理士法人の負担とならないように留意する必要があります。

② 地方公共団体の外部監査人が受ける報酬の帰属

地方自治法 252 条の 27 に規定する地方公共団体の外部監査人に就任できるのは、自然人である個人の税理士に限られていますので、税理士法人は外部監査人にはなれません（同法 252 条の 28②）。したがって、税理士法人の社員が外部監査人となった場合に受け取る報酬は、その社員個人に帰属することとなります。

4. 日税連等への変更届出

(1) 税理士法人の変更登記

税理士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって定款を変更することができます（法 48 条の 13①）。

定款を変更し、登記事項に変更が生じた場合には、変更を証する書面を添付して、主たる事務所の所在地において 2 週間以内に、変更の登記をしなくてはなりません（組合等登記令 2 条②、3 条①、別表）。

添付する変更を証する書面とは、総社員の同意書や社員総会の議事録等を指します。また、社員の住所又は氏名のみを変更した場合は変更を証する書面の添付は必要としません。なお、住所表記に関する法律の規定による住居表示が実施されたため変更登記を申請する場合には、それを証する書面を添付すれば登録免許税は不要となります（組合等登記令 17 条、26 条十四、登録免許税法 5 条四）。（P 8 「④登記事項」参照）

(2) 日税連への変更届出

定款の変更をした税理士法人は、変更の日から 2 週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の税理士会を経由して、日税連に届け出なければなりません（法 48 条の 13②）。

定款の変更ですから、登記事項に変更が生じなくとも、届け出なければならないこととなります。

(3) 従たる事務所の設立、移転、廃止

従たる事務所を設けたときは、その旨を登記した時にその事務所所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となり、事務所の移転や廃止により所属税理士会の区域内に事務所を有しないこととなったときは、その旨を登記した時に、税理士会を退会します（法 49 条の 6 ④⑤）。

したがって、従たる事務所を設置等した場合は、登記から 2 週間以内に従たる事務所の所在地の税理士会（移転の場合は変更登記前に所属した税理士会）を経由して日税連に届け出なければなりません（法 48 条の 13②）。

従たる事務所を設置等した場合は定款変更が必要であり、定款を変更した日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地の税理士会を経由して日税連に届け出る必要があります（法 48 条の 8、法 48 条の 13②、通達 48-8-2）。

5. その他運営上の留意点

(1) 増資・減資

① 出資の増加

税理士法人が社員の出資を増加する場合又は新たな社員の加入による出資の増加は、総社員の同意があれば可能です。出資の額は定款に記載されるのみで登記は不要ですので、税務官公署へ異動届出書を届け出るのみとなります。

② 出資の減少

税理士法人は、脱退した社員の請求により出資持分を払い戻します（法 48 条の 2 1①による会社法 611 条の準用。以下この項において同じ。）。出資持分を払い戻す際、定款に別段の定めがない場合は、出資割合に応じた脱退時の持分を純資産価額の評価に基づいて計算します。払い戻された金銭その他の資産の額が、その脱退する社員の出資の額を超えるときは、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配とみなされ、配当所得としての課税を受けることに留意する必要があります。また、もし法人の財産状況が債務超過になっていた場合は、持分に応じた範囲内で債務を弁済する責任を負うこととされています（会社法 612 条）。

（2）社員の加入、脱退

① 社員の加入

税理士法人の社員として新たに加入する場合は、定款に定めがある場合を除き、総社員の同意が必要です。ただし、新たに加入しようとする税理士は、法 48 条の 4 第 2 項に掲げる者でないことが条件です。また、税理士法人の社員数に上限はありません。新たに加入した社員は加入前に生じた債務について責任を負うこととなります（法 48 条の 21①による会社法 605 条の準用。以下この項において同じ。）。

② 社員の脱退

税理士法人の社員は、6 ヶ月前までに予告することで事業年度末に脱退することができますが、やむを得ない事情があればいつでも脱退することができます（会社法 606 条）。なお、これにより脱退した場合、当該社員に係る定款の定めを廃止する定款変更をしたものとみなされます（会社法 610 条）。

また、税理士法上の脱退事由は、①税理士の登録の抹消、②定款に定める理由の発生、③他士業における懲戒処分による税理士業務の停止や報酬ある公職への就任、④懲戒処分による税理士業務の停止、⑤総社員の同意、⑥除名とされています（法 48 条の 17）。社員を除名する場合、税理士法人は、他の社員の多数決に基づいて、裁判所に対して、その社員を除名するよう請求し、認められたときに可能となります。裁判所書記官は、職権により主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託します（会社法 859 条、937 条）。

なお、同様の手続により、社員の業務執行権ないし代表権の消滅を請求することもできます（会社法 860 条）。

脱退した社員は、脱退の登記前に生じた会社の債務について責任を負わなければなりません。脱退の登記後 2 年以内にその脱退した社員に請求又は請求予告をしなかった会社の債権者に対しては、登記後 2 年を経過した時点でその責任は消滅します（会社法 612 条）。

（3）税理士会との関係

① 総会等における議決権等

税理士法人の社員等は、所属税理士会等の総会における議決権を有するとともに会費の納付義務があります（法 49 条の 6、標準会則 68 条。支部については、各支部規約を参照。以下この項において同じ。）。一方、税理士法人も税理士会及び支部の会員であることから会費の納付義務はありますが、総会等の議決権は有しません（標準会則 36 条②）。また、税理士法人は、税理士会及び支部の役員に係る選挙権

及び被選挙権も有しません（標準会則 15 条②）。

② 税務支援への従事義務

税務支援への従事義務は税理士法人にも課されています（日税連会則 66 条③）。

しかし、実際に税務支援に従事するのは、その税理士法人の社員等となりますが、税務支援の報酬はその社員等に帰属せず、税理士法人に帰属することになります。

七 合 併

1. 定義

合併とは、2以上の税理士法人が合併契約により、当事者である税理士法人が解散し、その権利義務が清算手続を経ることなく包括的に存続会社又は新設会社に移転することです。すなわち、合併後存続する税理士法人（以下「吸収合併法人」という。）又は合併により設立する税理士法人（以下「新設合併法人」という。）は、合併前の税理士法人の財産、債務等をすべて引き継ぐこととなります（法 48 条の 19④）。なお、当事者は、税理士法人であることが要件となっていますので、監査法人や弁護士法人、特許業務法人等との合併はできません（法 48 条の 19①）。

2. 合併の手続

税理士法人が合併するためには、総社員の同意が必要です（法 48 条の 19①）。

（1）合併の登記

合併の効力は、吸収合併法人又は新設合併法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって生ずるとされています（法 48 条の 19②）。具体的には、合併に必要な手続が終了した日から主たる事務所の所在地において 2 週間以内に、吸収合併法人については変更の登記、合併により消滅する税理士法人（以下「合併後消滅法人」という。）については解散の登記、新設合併法人については設立の登記をしなければなりません（組合等登記令 2 条、8 条、）。

（2）債権者の異議等

合併をしようとする税理士法人は、債権者の保護を図るために、次の手続を経てから登記することになります（法 48 条の 19 の 2）。

- ① 合併をしようとする税理士法人は、次の事項を官報に公告し、かつ、住所氏名を把握している債権者には個別に催告しなければなりません。なお、ハ. の期間内に異議を述べなかったときは、その債権者は、合併を承認したものとみなされます（法 48 条の 19 の 2 ④）。

イ. 合併をする旨

ロ. 合併後消滅法人及び吸収合併法人又は新設合併法人の名称及び主たる事務所の所在地

ハ. 債権者が一定の期間（1 ヶ月以上）内に異議を述べることができる旨

- ② 債権者が期間内に異議を述べたときは、その債権者に対して弁済し、あるいは相当な額の担保を提供し、又は、債権者に弁済することを目的として信託会社に適当な額の財産を信託するなど債権者を保護する措置をとらなければなりません。ただし、合併しても債権者を害するおそれがないときはこの限りではありません（法 48 条の 19 の 2 ⑤）。

(3) 合併の無効

合併の無効の訴えは、税理士法人の社員や合併を承認しない債権者等に限定され、その提起期間は、合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に限られます（法48条の19の3による会社法828条①②の準用）。この提起により、合併を無効とする判決があった場合には、無効とされた合併は将来においてその効力を失うことから、合併後消滅法人は復活し、新設合併法人は消滅することとなります（法48条の19の3による会社法839条の準用）。

3. 日税連への合併届出

税理士法人が合併したときは、合併の日から2週間以内に、その旨を吸収合併法人又は新設合併法人の主たる事務所所在地の税理士会を経由して、日税連に届け出なければなりません（法48条の19③、税理士法人届出事務取扱規程20条）。

また、税理士法人の合併に伴って従たる事務所の設置、変更、廃止等が生じた場合には、その旨を所属する税理士会を経由して日税連に届け出なければなりません（税理士法人届出事務取扱規程20条⑤）。

合併の届出は、吸収合併法人と新設合併法人に応じて次の届出書を提出しなければなりません。

(1) 吸収合併法人の届出（税理士法人事務取扱規程20条、21条）

- ① 合併届出書
- ② 税理士法人変更届出書
- ③ 合併する税理士法人の総社員の同意書又は社員総会の議事録
- ④ 登記事項証明書

(2) 新設合併法人の届出（税理士法人事務取扱規程20条、21条）

- ① 合併届出書
- ② 設立届出書
- ③ 合併する税理士法人の総社員の同意書又は社員総会の議事録
- ④ 登記事項証明書及び定款の写し

(3) 合併後消滅法人の届出（税理士法人事務取扱規程14条、15条）

- ① 解散届出書
- ② 法人解散を決議した総会の議事録
- ③ 解散登記申請書の写し及び登記事項証明書
- ④ 解散の理由を証する書面

八 解散・清算

税理士法人は、次に掲げる理由によって解散することとなります（法 48 条の 18①）。

- ① 定款に定める理由の発生
- ② 総社員の同意
- ③ 他の税理士法人との合併
- ④ 破産手続開始の決定
- ⑤ 解散を命ずる裁判
- ⑥ 48 条の 20 第 1 項に規定する解散の命令（注）

また、①～⑥の解散理由のほか、社員が 1 人になり、そのなった日から引き続き 6 ヶ月間その社員が 2 人以上にならなかった場合においても、その 6 ヶ月を経過した時に解散することとなります（法 48 条の 18②）。

なお、他の税理士法人との合併以外の理由により解散した場合には、解散の日から 2 週間以内に、その旨を主たる事務所の所在地の税理士会を経由して、日税連に届け出なければなりません（法 48 条の 18③）。

（注）税理士法人は準則主義による設立とされていますが、設立後、税理士法人の違法行為があった場合や運営が著しく不当と認められるときは、財務大臣は解散を命じることができることになっています。

1. 解散の登記

税理士法人は、解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、2 週間以内に、主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければなりません（組合等登記令 7 条）。

2. 清算手続・登記・結了

税理士法人は解散した後においても、ただちには消滅せず、清算手続により事後処理（清算）を行い清算結了の登記が済んだときに完全に消滅することになります（法 48 条の 21②による会社法 645 条の準用、組合等登記令 10 条）。

なお、解散後は、清算だけを存在の目的としていますので、その権利能力は清算の目的の範囲内に限られます（法 48 条の 21②による会社法 645 条の準用）。

（1）任意清算

解散した場合の法人財産の処分方法は、定款又は総社員の同意によって任意に決めることができ、これを任意清算といいます（法 48 条の 21②による会社法 668 条の準用）。任意清算の場合には、解散の日から 2 週間以内に財産目録と貸借対照表を作成しなければなりません（法 48 条の 21②による会社法 669 条の準用、規則 22 条の 5 及び 22 条の 6）。

また、社員の持分を差し押さえた者があるときは、解散後その財産を処分するには、その者の同意を得ることが必要です（法 48 条の 21②による会社法 671 条①の準用）。

しかし同意を得ずして財産を処分したときは、社員の持分を差し押さえた者は、税理士法人に対して、その社員の持分に相当する金額を支払うよう請求することができます（法 48 条の 21②による会社法 671 条②の準用）。

なお、定款に定める理由の発生又は総社員の同意を理由とする解散以外には、任意清算によることはできません（法 48 条の 21②による会社法 668 条①の準用）。

また、任意清算の場合には、債権者保護の手続を経なければなりません（法 48 条の 21②による会社法 670 条及び 671 条の準用）（P25 「(2)債権者の異議等」参照）。

この手続を経ないで財産を処分したときは、債権者はその処分の取消しを裁判所に請求することができます。

ただし、その処分が債権者に不利益を与えないときには、そのような請求は認められません（法 48 条の 21②による会社法 863 条①二の準用）。

なお、民法の詐害行為取消権及び取消の効果並びに取消権の時効については、民法の各規定が準用されます（法 48 条の 21②による会社法 863 条②の準用）。

（2）法定清算

合併若しくは破産手続開始の決定（当該破産手続が終了している場合を除きます。）以外の理由により解散し、かつ任意清算の方法によることができない場合又は設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合は、以下に述べる方法により清算しなければなりません（法 48 条の 21②による会社法 644 条の準用）。

① 清算人の選任

清算人は、原則として社員がなりますが、定款の定め又は半数を超える社員の意思で別に清算人を選任することができます（法 48 条の 21②による会社法 647 条①の準用）。

また、税理士法人が、解散を命ずる裁判若しくは財務大臣の解散命令又は社員が 1 人になり、そのなった日から引き続き 6 ヶ月間その社員が 2 人にならなかったことを理由として解散したときは、裁判所は、利害関係人か法務大臣の申立てによって、又は裁判所が自ら職権で清算人を選任することとなります（法 48 条の 21②による会社法 647 条③の準用）。

② 清算人の職務と権限

清算人の職務と権限は、次のとおりです（法 48 条の 21②による会社法 649 条の準用）。

- イ．継続中の業務を完結させること
- ロ．債権を取り立て、債務を弁済すること
- ハ．残った財産を社員に分配すること

そして、清算法人を代表する清算人は、裁判上のことを含めて前述の職務に関する一切を清算法人の代表として行う権限を有しています（法 48 条の 21②による会社法 655 条の準用）。

③ 債務の弁済

清算を早く済ませるために、債務の弁済を弁済期が到来しないうちにすることができるとし、その弁済額は利息を考慮した一種の単利現価とされています。

また、条件付債権、存続期間の不確定な債権、その他価額の不確定な債権のような評価の困難な債権については、裁判所の選任した鑑定人の評価を基準として弁済することが必要です（法 48 条の 21②による会社法 662 条の準用）。

④ 債務完済不能のときの社員

税理士法人が有する社員に対する出資請求権を除くすべての財産が、すべての債務と清算費用とを加えたものを完全に弁済するのに不足が生ずるときは、清算人は出資金を出すことを決めた時期が来る前でも社員に出資をさせることができることとされています。これも清算を早く終わらせるための措置です（法 48 条の 21②による会社法 663 条の準用）。

⑤ 残余財産の分配

残余財産は、定款の定めがあるときはそれにより、定めがないときは各社員の出資額に応じて分配することになります（法 48 条の 21②による会社法 666 条の準用）。

債務を弁済した後でなければ、清算法人の財産を社員に分配することができないのは当然であり、争いのある債務については、その弁済に必要と認められる財産を留保してそのほかの残余財産を分配しても差し支えないこととされています（法 48 条の 21②による会社法 664 条の準用）。

⑥ 清算中の破産

清算人は、清算手続を進める過程で、清算法人の全財産がその債務を完済するのに不十分なことが明らかになったときは、直ちに裁判所に対して破産手続開始の申立てをしなければなりません（法 48 条の 21②による会社法 656 条①の準用）。

そして、破産手続開始の決定を受けた場合、清算人は破産管財人に対して事務の引継ぎをしなければなりません、その引継ぎが終了したときにその清算人の任務は終わります（法 48 条の 21②による会社法 656 条②の準用）。

なお、清算手続において、すでに債権者に支払ったり、社員に分配したものがあるときは、破産管財人はそれを取り戻すことができます（法 48 条の 21②による会社法 656 条③の準用）。

また、税理士法人の解散や清算は裁判所がこれを監督し、裁判所はいつでも監督に必要な検査をすることができることとされています（法 48 条の 18 の 2）。

⑦ 清算の事務の終了

清算の事務が終わったときは、清算人は遅滞なく取り立てた債権の額、弁済した債権の額、費用の額、処分した財産の額、残余財産の分配額などの計算をして、各社員の承認を受けなければなりません。

そして、この計算に対して社員が 1 ヶ月以内に異議を述べなかったときは、社員はこれを承認したものとみなします（法 48 条の 21②による会社法 667 条の準用）。

3. 清算終了の登記

税理士法人は、清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地において 2 週間以内に、清算終了の登記をしなければなりません（組合等登記令 10 条）。

4. 日税連等への清算終了の届出

清算手続が終了したときは、清算人は清算終了届出書を解散税理士法人の所在地の税理士会を経由して日税連に届け出なければなりません（法 48 条の 18 の 3、税理士法人届出事務取扱規程 17 条）。

定款作成例

税理士法人〇〇 定款

第1章 総 則

(法人の性格)

第1条 当法人は、次条に規定する目的のために設立する税理士法人とする。

(目的)

第2条 当法人は、次に掲げる業務を営むことを目的とする。

- 一 他人の求めに応じ、租税に関し、税理士法第2条第1項に定める税務代理・税務書類の作成及び税務相談に関する事務を行うこと。
- 二 前号の業務のほか、他人の求めに応じ、前号の業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する事務を行うこと。
- 三 前号の業務のほか、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を行うこと。
- 四 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する事務を行うこと。
- 五 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う事務を行うこと。
- 六 租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭して陳述する事務を社員又は使用人である税理士に行わせる事務の委託を受けること。

(注) 一号は絶対的記載事項であり必ず記載しなければならず、二号から六号は相対的記載事項であり記載がなければ、その業務を行うことができません。

また、二号及び三号のいわゆる「会計業務」には、会社法33条10項三号に規定された現物出資財産の価額証明業務や同法333条1項に規定された会計参与業務、社会保険労務士法27条ただし書に定める業務、中小企業等経営強化法31条に基づく認定経営革新等支援機関業務など税理士法以外の法令により、税理士法人が行い得るものとされている業務（今後、法令改正により税理士法人が行い得る業務とされた場合の当該業務を含む。）が含まれ、これらの業務を行う場合には、二号及び三号を定款に定める必要があります。

なお、「会計業務」は、税理士法上、税理士業務に付随して行うか否かで明瞭に区分されていますが、実務上、これらを区分することが難しいことから、税理士法人が会計業務を行うときは、二号及び三号のいずれも定款に記載する必要があります。

「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発を行う事務」とは、税理士会が行う租税教育等講師の受任、税務会計関連講演会の開催・税務会計関連出版物の刊行などを指します。社員税理士に競業禁止義務が課せられていることから、これらのうち社員税理士が個人として行うものがある場合、当該事務

を除外して定款に記載する必要があります。

(名 称)

第3条 当法人の名称は、税理士法人〇〇と称する。

(事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を◇◇県◇◇市に、従たる事務所を◇◇県◇◇市に置く。

(注) 主たる事務所の所在地は最小行政区画までも構いません。ただし、その場合には、社員の過半数により、「〇丁目〇番〇号」まで含んだ主たる事務所の所在場所を決定しなければなりません。

第2章 社員及び出資額

(社員の氏名、住所及び出資)

第5条 当法人の社員の氏名及び住所並びに出資の目的・金額及び評価の標準は、次のとおりである。

(1) 東京都◇◇区◇◇町〇丁目〇番〇号	主税 太郎
金銭出資	〇〇円
現物出資 東京都◇◇区◇◇町〇丁目〇番〇号	
◇◇ビル〇階賃貸面積〇〇㎡	
差入保証金 この価格	〇〇円
動 産 東京都◇◇区◇◇町〇丁目〇番〇号	
◇◇ビル〇階賃貸スペース内	
什器備品 この価格	〇〇円
信 用 この価格	〇〇円
出資総額	〇〇円
(2) 大阪市◇◇区◇◇町〇丁目〇番〇号	大阪 一郎
信用及び労務 この価格	〇〇円
出資総額	〇〇円
(3) 東京都◇◇区◇◇町〇丁目〇番〇号	山田 次郎
金銭出資 出資金	〇〇円

(注) 「社員の氏名及び住所並びに出資の目的・金額及び評価の標準は、別紙のとおりである。」というように規定し、別紙にこれらの事項を記載して、定款の一部とすることもできます。

(持分譲渡の制限)

第6条 当法人の社員は、その持分の全部又は一部を他人に譲渡するには、総社員の同意

を得なければならない。

(競業禁止)

第7条 当法人の社員は、自己若しくは第三者のために当法人の業務の部類に属する取引をなし又は他の税理士法人の社員となることはできない。

2 社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のために取引をしたときは、当該業務によって当該社員又は第三者が得た利益の額は、当法人に生じた損害の額と推定する。

(注) 定款の目的に会計業務を記載した場合、いわゆる会計業務法人と競業関係が生じることから、社員税理士は会計業務法人の無限責任社員又は取締役就任することはできないことに留意する必要があります。

(社員法人間の取引)

第8条 当法人の社員は、他の社員の過半数の決議のあったときに限り、自己又は第三者のために当法人と取引をすることができる。

(新加入社員の責任)

第9条 当法人の設立後加入した社員は、その加入前に生じた当法人の債務についても責任を負うものとする。

第3章 業務の執行及び法人の代表

(代表社員)

第10条 当法人を代表すべき社員は1名とし、社員の中から総社員の同意をもってこれを定める。

(注) 本条の規定を置かず、代表社員を決めないで各社員が各自当法人を代表することも可能です。

(業務の執行)

第11条 当法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し義務を負う。

(業務及び財産の状況の報告義務)

第12条 代表社員は、他の社員から請求があるときは、何時でも、当法人の業務及び財産の状況を報告しなければならない。

(注) 代表社員を決めない場合、この条文は不要です。

(定款の変更)

第13条 定款を変更するには、総社員の同意を要する。

第4章 社員の加入及び脱退

(加 入)

第14条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意を得なければならない。

(やむを得ない事由のある場合の脱退)

第15条 やむを得ない事由があるときは、社員は、何時でも、脱退することができる。

(脱退事由)

第16条 前条及び持分を差し押さえられた場合のほか、社員は次の事由によって脱退する。

- 一 税理士の登録の抹消
- 二 総社員の同意
- 三 死 亡
- 四 破産手続開始の決定
- 五 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたこと
- 六 税理士法の規定による業務停止処分を受けたとき
- 七 国税若しくは地方税に関する法令若しくは税理士法の規定により罰金刑に処せられたとき又は禁固刑以上の刑に処せられたとき
- 八 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたとき
- 九 税理士法以外の士業法の規定による懲戒処分により、当該士業の業務禁止に相当する処分を受けたとき
- 十 除 名

(注) 上記のほか、定年に達したときに脱退する定めなどを記載することも可能です。

(除名、業務執行権又は代表権の喪失)

第17条 社員について次の事由があるときは、当法人は、他の社員の過半数の決議をもって、その社員の除名又は代表権の喪失の宣告を裁判所に請求することができる。

- 一 出資の義務を履行しないとき
- 二 第7条第1項の規定に違反したとき
- 三 業務を執行するに当たり不正の行為をし、又は権利なくして業務の執行に関与したとき
- 四 当法人を代表するに当たり不正の行為をし、又は権利なくして当法人を代表したとき
- 五 その他重要な義務を尽くさなかったとき

2 社員が当法人を代表することについて著しく不適任であるときは、当法人は、前項の規定に従い、その社員の代表権の喪失の宣告を裁判所に請求することができる。

(除名社員と法人間の計算)

第 18 条 除名されて脱退した社員と当法人との間の計算は、除名の訴えを提起した時における当法人の財産の状況に従ってこれをなし、かつ、その時から法定利息を附するものとする。

(除名以外の事由による脱退社員に対する持分の払戻)

第 19 条 前条以外の脱退社員に対しては、脱退当時における当法人の財産の状況によってその持分を払い戻すものとする。

(金銭による払戻)

第 20 条 脱退社員の持分払戻は、その出資の目的の如何にかかわらず金銭をもってするものとする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 21 条 当法人の事業年度は、毎年〇〇月〇〇日から翌年〇〇月〇〇日までとする。

(計算書類の承認)

第 22 条 代表社員は、毎事業年度終了後〇カ月以内に、次に掲げる書類を他の社員に提出して、その承認を求めなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 社員資本等変動計算書
- 四 個別注記表

(注) 代表社員を決めない場合は、「社員は、共同して、」とするなど、各法人にて適宜対応してください。

(積立金)

第 23 条 当法人は、その出資額の 4 分の 1 に達するまで、各配当期において、その配当の 10 分の 1 を積み立てるものとする。

(注) 配当に伴う積立は任意です。

(利益の配当)

第 24 条 当法人は、損失を補填し、かつ、前条の積立てをした後でなければ利益の配当を

することはできない。

(損益分配の割合)

第 25 条 社員の損益分配の割合は、その出資額による。

第 6 章 解散及び合併

(解散の事由)

第 26 条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総社員の同意
- 二 他の税理士法人との合併
- 三 破産手続開始の決定
- 四 解散を命ずる裁判があったとき
- 五 税理士法第 48 条の 20 第 1 項の規定による解散の命令があったとき
- 六 税理士法第 48 条の 18 第 2 項の規定に該当することとなったとき

(注) 上記のほか、法人の存続期間などを記載することも可能です。

(合併)

第 27 条 当法人は他の税理士法人と合併をする場合には、総社員の同意を得なければならない。

第 7 章 清 算

(清算の方法)

第 28 条 解散の場合における当法人財産の処分方法は、総社員の同意をもってこれを定める。ただし、この条及び法律の規定により総社員又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員の過半数をもってこれを決する。

(注) 社員以外の者を清算人として定めることが可能です。また、本条第 2 項において、あらかじめ清算人を定めることも可能です。この場合、本条第 1 項のただし書きは不要です。

(残余財産の分配の割合)

第 29 条 残余財産は、社員の出資額に応じて分配する。

上記のとおり税理士法人〇〇設立のためこの定款を作成し、各社員が記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

